

会津若松市市民協働推進指針

～市民公益活動団体と行政との協働推進に向けて～

平成 26 年 4 月
会津若松市

目 次

I 指針策定の経緯と目的

- 1. 策定の経緯 1
- 2. 策定の目的 2

II 市民協働とは

- 1. 市民協働の主体 3
- 2. 市民協働の定義 3
- 3. 市民公益活動とは 3
- 4. 市民協働の領域とパターン 4
- 5. 期待される効果 5

III 市民協働を推進するための基本的な考え方

- 1. 市民協働の考え方 6
- 2. 協働事業のプロセス 7
- 3. 市民協働推進に向けた各主体への期待 10
- 4. 市民協働推進に向けた行政の対応 11

IV 市民協働のさらなる推進に向けて

- 1. 市民協働のさらなる推進に向けた取り組み 13
- 2. 未来に向かって 14

- 用語集 15

I 指針策定の経緯と目的

1. 策定の経緯

少子高齢社会の進展、産業構造や地域社会の変化などに伴い、私たちを取り巻く環境や地域の人々の価値観は、今、大きく変化しています。

地域コミュニティの衰退や環境問題など様々な地域課題が顕在化する状況のなか、市民^(※)一人ひとりのニーズもこれまで以上に多様化、複雑化しています（＝「拡大する公共」）。

これまで公共サービスの提供については、その多くを行政が担ってきました。しかし、こうした様々な社会的な課題や市民ニーズなどの質的变化に対しきめ細かな対応が求められる今日、質の高いサービスを持続していくためには、市民一人ひとりが相手の立場と個性を尊重し、お互いの活動を認め合いながら、公共を地域全体で支えるといった意識の変革が必要となってきました。

一方で、平成 10 年に「特定非営利活動促進法」が施行されて以降、本市においても、市民が主体となった自主的・自発的な公益活動が広がってきました。市民公益活動団体^(注)が地域における様々な課題の解決に向け、「拡大する公共」その担い手として、多方面で活躍しています。

各種ボランティア活動やNPO^(※)、企業による公益的活動、社会貢献活動には、自発性、柔軟性、機動性といった多くの特性を活かした、市民目線でのきめ細かいサービスの提供が期待できます。本市においても、今後、拡大する公共に対応していくためには、これらの活動の主体である市民公益活動団体と行政とが、それぞれの特性を活かし、ともに知恵を出し合い、共に汗をかきながら取り組んでいく協働関係の構築が必要です。

先の東日本大震災は、本市において直接的な被害は比較的少なかったものの、市民に大きな戸惑いや不安を与えました。しかしこの経験は、改めて命の大切さと安全の重要性、家族の絆や地域におけるコミュニティのあり方を見つめ直すきっかけにもなりました。震災から得られた教訓を糧とし、地域の様々な課題の解決に取り組んでいくためには、本市が掲げる、「汗動と協働による全員参加のまちづくり^(※)」の実践が何より重要であり、地域全体としての力を向上していくことが求められています。

このことから、市民一人ひとりが「自らの地域のことを考え、自らの手で治めていく」という住民自治本来の意味を踏まえ、環境、福祉、子育て、文化芸術、防災安全など、様々な分野における取り組みに積極的に参加できる仕組みの構築が必要であり、このような市民で組織する各種団体と行政との“協働”が円滑に進行できる環境を整備していくことが重要です

(注)：市民公益活動団体

市民公益活動団体とは、市民公益活動(P3 参照)を継続的・組織的に行う団体やグループのことです。一般的にはボランティアグループやNPOを指しますが、特定の地域の共益活動を旨とする町内会などの地縁組織や営利を目的とする企業などであっても、市民公益活動の要件に合致した活動を行う場合には市民公益活動団体としてとらえられます。

※「市民」、「NPO」、「汗動と協働による全員参加のまちづくり」については用語解説(P15)をご覧ください

2. 策定の目的

現在、私たちを取り巻く環境は、少子高齢化の急速な進行や核家族化、コミュニティの衰退など大きく変化しております。それに伴い市民の公共サービスに対するニーズも多様化・複雑化しており、市民公益活動団体や行政が単独では解決困難な地域課題（要望など）が増えています。

このことは、これまでの行政のあり方や市民と行政との関係性を大きく見直す必要があることを示唆しています。

東日本大震災により、地域の「つながり」や「社会貢献活動」の必要性や重要性が改めて見直されている今こそ、これらの地域課題に対して地域の力を結集していくことが重要です。そして市民と行政との『協働』をその大切な手法の一つとして位置づけ、加速的に進めていく必要があります。このような意識の共有と協働推進に向けた環境を整備するために「会津若松市市民協働推進指針」を策定するものです。

なお、本指針は、第6次長期総合計画^(※)におけるまちづくりの基本理念「市民とともに築く元気なまち」に基づき、

- ・市民協働のあり方、方向性
- ・市民や市民活動団体、行政などに望まれる役割
- ・「市民協働によるまちづくり」を進めていくための方策

などを示したものです。



※「第6次長期総合計画」については用語解説(P15)をご覧ください

Ⅱ 市民協働とは

1. 市民協働の主体

本市では、行政をはじめ、個人としての市民や、町内会などの地域コミュニティ、各種市民活動団体、企業などの様々な主体が、それぞれの特性を活かした様々な事業・活動を展開しています。これらの主体が、公共的なサービスの提供を持続的に進めていくためには、各々が持つ強みに磨きをかけるとともに、互いに尊重し合い、相互のつながりを深めていくことが重要であり、これが協働による取り組みの基盤となるものです。

しかしながら、本市においては各主体による取り組みが積極的に実施されている一方、例えば町内会と市民活動団体、市民活動団体と企業などによる協働の事例はまだまだ少ない状況にあります。持続可能なまちの未来を創っていくためには、多様な主体がこれまで以上に協働を意識し、横のつながりを広げながら課題の共有と解決に向けた活動を共に実践し、このような事例を積み上げていくことが必要です。

むこう三軒両隣といった個々のつながりや、個人が行うボランティア活動などが、地域を支える重要な要素であることはいうまでもありませんが、**本指針では、活動の持続性や責任能力といった観点から、つながることによって、より大きな力を生み出す市民公益活動団体と行政との協働のあり方などについて示します。**

※個人としての市民は、市民公益活動団体に参画することを通じて、協働事業に関わります

2. 市民協働の定義

「市民により構成される市民公益活動団体と市とが、①それぞれの立場を信頼、尊重し、②特性を活かし必要に応じて補いながら、それぞれの力を結集し共通する公共的課題の解決や目標の実現に向けて取り組むこと」と定義します。

3. 市民公益活動とは

本市では、市民公益活動の要件を次のように定義し、これを継続的、組織的に行う団体を「市民公益活動団体」と称します。

◇市民公益活動の要件

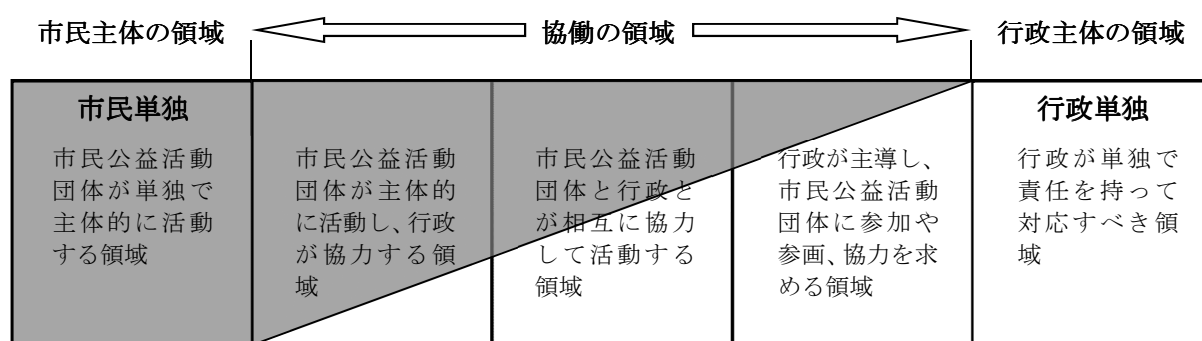
- ① 市民の自主性・自発性に基づく活動であること
- ② 自己の利益を求めない活動であること
- ③ その取り組み・事業が多くの市民に求められる活動であること
- ④ 市民に対して内容が開かれた活動であること
- ⑤ 政治活動や宗教活動を主たる目的としない活動であること

【参考】「特定非営利活動促進法」に定める市民公益活動の分類

- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ② 社会教育の推進を図る活動
- ③ まちづくりの推進を図る活動
- ④ 観光の振興を図る活動
- ⑤ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- ⑥ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ⑦ 環境の保全を図る活動
- ⑧ 災害救援活動
- ⑨ 地域安全活動
- ⑩ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ⑪ 国際協力の活動
- ⑫ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- ⑬ 子どもの健全育成を図る活動
- ⑭ 情報化社会の発展を図る活動
- ⑮ 科学技術の振興を図る活動
- ⑯ 経済活動の活性化を図る活動
- ⑰ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- ⑱ 消費者の保護を図る活動
- ⑲ 前に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- ⑳ 前に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

4. 市民協働の領域とパターン

【領 域】



平成 11 年 横浜市市民活動推進検討委員会報告書出典

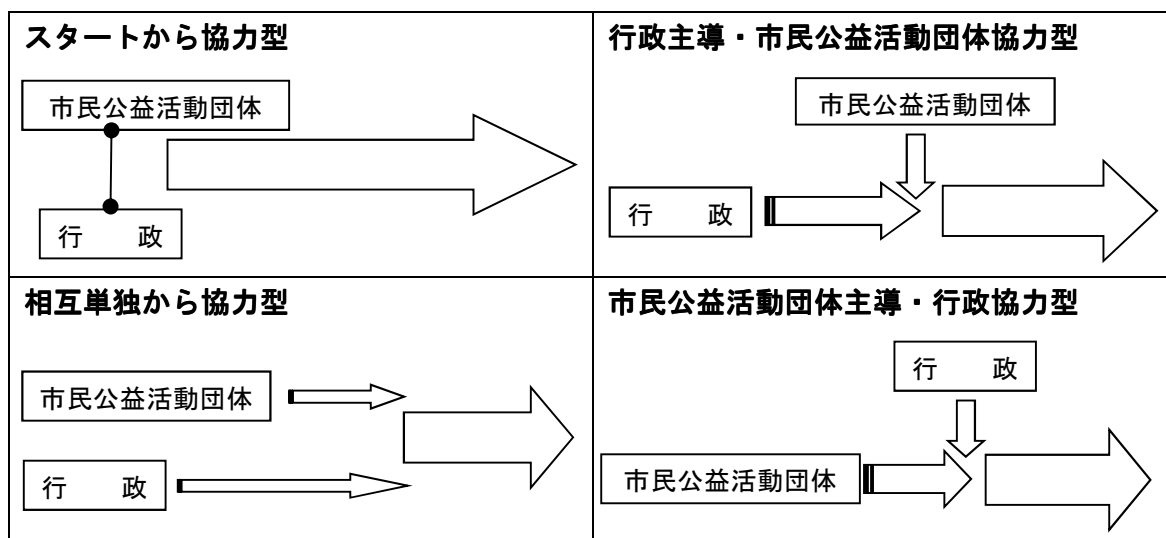
市民協働の推進には、上記のように市民主導、相互協力、行政主導の領域が対象と考えられます。協働により取り組む各事業が、それぞれどの領域に位置づけられるものであるのか、事業に着手する前に相手方としっかり協議しておく必要があります。

また、協働とは「必ずしなければならない」ものではありません。あくまで目的達成のための手段であるため、協働することで効果が上がる事業もあれば、協働する必要性がない事業もあります。上記領域を参考に「どのような手法がその課題解決に向けて効果的であるのか」を十分に判断していく必要があります。

【パターン】

市民協働には下記のようなパターンが考えられます。事業や対象など状況によってその関わり方は様々ですが、いずれも「協働」ととらえることができます。
どのパターンであっても事前に十分な協議を行うことが必要です。

【市民公益活動団体との協働パターン】



5. 期待される効果

市民公益活動団体と行政が、それぞれの力を結集して取り組むことで、高い相乗効果が生まれ、地域に暮らす市民に対して、より質の高い、きめ細かなサービスの提供が可能となり、市民生活の向上につながります。

また、市民協働に携わる各主体においても、それぞれの組織の活性化や事業の拡充、ネットワークの構築などが期待されます。

(1) 市民にとっての効果

- ・ 地域のために自らが知恵と力を出すことにより（公共サービスの一翼を担うことにより）、よりきめ細かい公共サービスの創造につながります
- ・ 多様な市民のニーズ・声が活かされるまちづくりの実現につながります
- ・ 地域に対する誇りや愛着の醸成につながります

(2) 市民公益活動団体にとっての効果

- ・ 活動の場が広がることで活動が活発になります
- ・ 自らが掲げる理念や活動目的を、より効果的に実現できます
- ・ 事業の一連の経過を通じ、責任ある組織運営と体制の強化につながります
- ・ 団体の認知度が高まり、組織としての信用やイメージアップにつながります

(3) 行政にとっての効果

- ・ 行政だけでは対応が難しい地域の課題や市民ニーズに対し、効果的・効率的に取り組むことができます
- ・ 職員の意識改革と庁内連携の強化につながる契機となります
- ・ 既存業務の見直しにより、行政の効率化が図られます
- ・ 潜在的な地域課題や、将来起こりうる問題などへの対策を講じることができます

Ⅲ 市民協働を推進するための基本的な考え方

1. 市民協働の考え方

市民公益活動団体と行政が協働する際には、お互いが尊重すべき5つの基本的な考え方があります。これらをお互いにしっかりと理解した上で協働事業に取り組む必要があります。

(1) 目的共有

市民協働による公共的な課題の解決に向けた取り組みは、まず、その目的が何であるかを双方が理解・共有した上で取り組む必要があります。このことにより、その効果・利益が不特定多数の市民に幅広く享受されます。

(2) 活動への信頼・尊重

行政は、市民公益活動団体の自主性を妨げないよう、その活動に対して「信頼」「尊重」の気持ちを持つ必要があります。そうすることで、柔軟性や先駆性、専門性といった市民公益活動団体の強みを活かした事業を展開することができます。

(3) 市民と行政の協力体制

自立して独自の事業を実施できる市民公益活動団体が多く育つことは、きめ細かな公共サービスの提供という点で地域社会にとっては望まれます。市民公益活動団体と行政はお互いに依存し合うのではなく、それぞれが特性を活かし、より良い協力体制を築くことが必要です。

(4) 相互理解

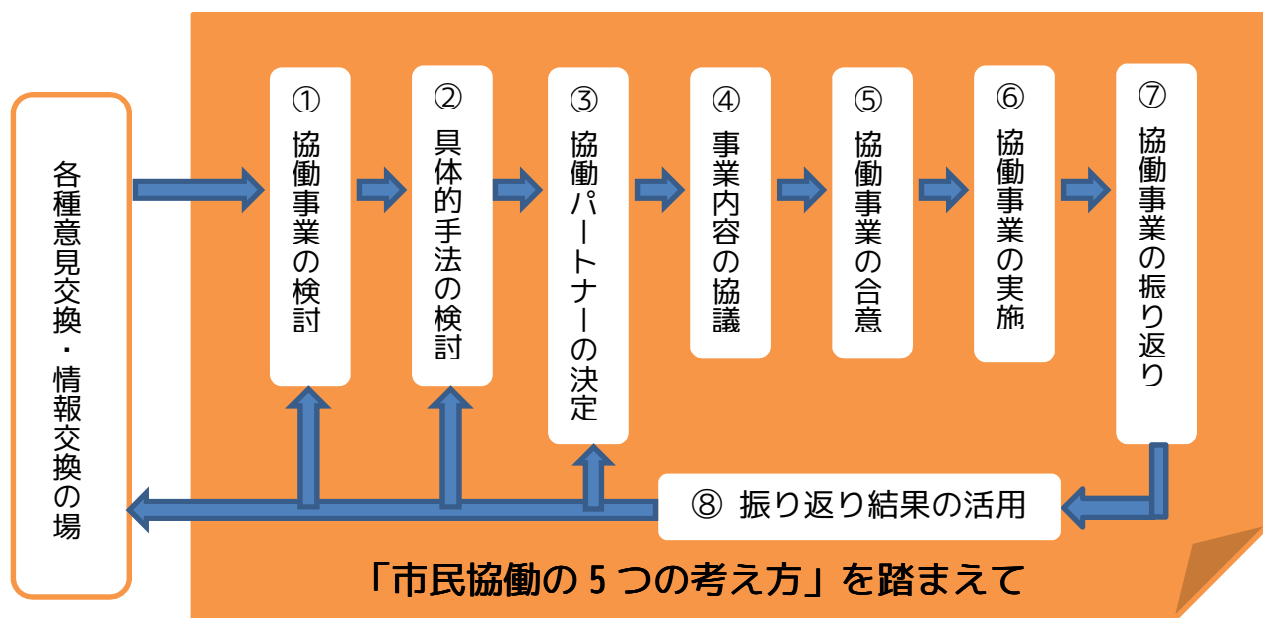
相手の本質を十分理解し、尊重することは、より良い協働事業を進めるために大変重要なことです。相手に対する不平・不満や一方的な要求のみでは、良好な関係を築くことはできません。それぞれ異なった主体が、力を結集して相乗効果を生み出すためには、率直な意見交換を重ね、お互いに理解を深めながら信頼関係を構築していくことが重要です。

(5) 情報の公開

協働する場合は、両者の関係が公開された状態であることが必要です。また、情報公開は、そのプロセスや成果などの説明責任を果たすことにもなり、信頼関係の構築という観点からも大変重要です。例えば、行政が協働の相手方を公募などにより選定する場合においては、事業内容や団体の選定基準などの基本的な事項が公開され、条件を満たせばどの団体も参入の機会が得られる状態にしておくことが大切です。

2. 協働事業のプロセス

協働事業は、地域課題の内容に応じて柔軟に進める必要がありますが、前述の「市民協働の5つの考え方」を踏まえ、基本的には下記のプロセスに沿って行います。



①協働事業の検討

協働事業を始めるきっかけは、市民公益活動団体から行政への提案、行政から市民公益活動団体への提案、または両者協議の場からの提案などが考えられます。

市民協働で事業を行うにあたっては、協働する理由、効果、メリット、デメリットなどを十分に確認して実施する必要があります。

〈市民協働が有効と思われる事業の例〉

- ・ 地域ごとのきめ細かい柔軟な対応が必要な事業
※子育て支援、高齢者の支援など
- ・ 地域社会との密接な連携が必要な事業
※防犯・防災、青少年の問題、ごみの減量化や省エネルギーなどの環境問題など
- ・ 専門性の高いサービスが求められる事業
※芸術・文化、人権擁護など
- ・ 多くの住民参加が望まれ、地域の実情に合わせる必要がある事業
※環境、福祉、まちづくりのルールづくりなど
- ・ これまで行政が取り組んだことのない先駆的な事業

②具体的手法の検討

市民公益活動団体と行政が関わりを持ちながら行う一般的な事業の形態は、概ね下記のとおりです。それぞれの形態で事業を行っていく際に、団体と行政それぞれが、「市民協働の考え方」を踏まえ、その効果が十分に発揮されるよう取り組むことが重要です。

◇共 催

市民公益活動団体と行政が共に主催者として企画・運営・実施にあたり、相互に特性を発揮することにより、単独での開催に比べて内容の充実が図られます。

◇実行委員会・協議会

市民公益活動団体や行政が構成員となって新たな実行委員会や協議会を作り、そこが主催団体となり事業を実施する形態です。構成員である各主体は十分な協議を行い、お互いの主体性を尊重しながら、役割分担や経費負担などについて明確にしておく必要があります。

◇委 託

行政が実施している事業を委託する形態です。協働事業という観点では、コスト面のみを重視した競争入札ではなく、市民公益活動団体の特性（柔軟性・機動性・専門性・先駆性・自主性など）が活かされるよう、プロポーザル方式[※]による随意契約が有効な方法の一つと考えられます。なお、市民公益活動団体の特性を活かして実施される委託業務の内容には以下のようなものが考えられます。

・ 定型的業務

定型的、あるいは大量に発生する業務で、委託により行政運営の効率化や経費の節減などが期待できるもの

例：各種アンケート調査・統計調査業務、窓口サービス業務 等

・ 専門的業務

高度で専門的な技術や知識を必要とする業務で市民公益活動団体の特性を活用した方が効率的なもの

例：技術指導・相談業務、調査研究・分析・検査・情報化関連業務 等

・ 企画運営業務

市民公益活動団体の企画やノウハウ[※]を活用することで、より効果的な運営が期待できるもの

例：イベント・シンポジウム等の企画運営業務、研修・講座等開催業務、計画・構想策定関連業務、広報業務 等

・ 施設の管理運営業務

市民公益活動団体への委託により弾力的・効率的な運営が期待できるもの

例：公の施設の管理運営業務 等

◇事業協力、情報交換、情報提供

市民公益活動団体と行政との間で、それぞれの特性を活かし、協力して取り組んだり、それぞれが持っている情報を積極的に提供し合い、相互に活用していく形態です。お互いの立場やノウハウを尊重し、積極的かつ建設的な意見交換が行えるよう信頼関係の構築に努める必要があります。

◇その他

補助・助成金、後援、政策決定過程への参画など

※「プロポーザル方式」、「ノウハウ」については用語解説(P15)をご覧ください

③協働パートナーの決定

事業の内容に応じて、ふさわしい市民公益活動団体を選定する必要があります。選定にあたっては、公平性と透明性を心がけ、選定理由を明確にしておく必要があります。また、行政側も複数の所管課が関わる場合などは、横断的な協議を重ねるとともに、しかるべき担当所管課を特定し、共通認識を図っておくことも重要です。

④事業内容の協議

協働のパートナーが決まったら、「市民協働の5つの考え方」を意識しながら事業内容の詳細について双方で協議し、取り組みの全体像を共有していくことが必要です。すでに提案されている内容を踏まえ、お互いに知恵を出し合いながら、より高い効果を生み出すよう、事業をブラッシュアップ^(※)していく姿勢で臨むことが大切です。

⑤協働事業の合意

協議の結果、取り組む事業の全体像の合意形成がなされ、お互いに情報の共有が図られた時には、協議の内容（事業目的、スケジュール、役割分担や責任の所在、経費分担などの重要な事項）については文書化しておく必要があります。

具体的には協定書・覚書・契約書の締結や補助・助成、後援等の決定などが挙げられます。

⑥協働事業の実施

常にお互いの立場を尊重し、情報共有や相互理解を深めながら、相互の協力体制の確保に努めることが必要です。また、事業実施途中においても定期的に進捗状況や事業に関する情報を共有する機会を設け、適切な事業実施に努めることが重要です。

なお、協働の取り組みについては、その情報を積極的に公開し、広く市民に周知していくことも大切です。

⑦協働事業の振り返り

協働事業の実施後は、双方でそのプロセスを振り返り、協働事業の推進という観点から、成果や課題などについて評価・分析を行う必要があります。協働プロセスを総合的に評価し、成果や課題を次の協働事業に活かしていくことが重要です。

⑧振り返り結果の活用

振り返りで得られた課題などについては、問題点をしっかり整理し、次回の協働事業に活かせるよう、各プロセスにおける進め方を見直す必要があります。

また、成果や課題については、必要に応じて、各種意見交換や情報交換の場などで報告するなど、情報の共有を図るとともに、得られた課題などについて地域で議論することも、協働事業の推進という観点では重要な取り組みです。

※「ブラッシュアップ」については用語解説(P15)をご覧ください

3. 市民協働推進に向けた各主体への期待

地域では、これまでも環境や教育、福祉、防犯など様々な分野で、地域の皆さんの「おたがいさま」の精神のもと、協力、助け合いの活動により、住みよい地域づくりが行われてきました。近年、社会の変化により地域課題が多様化している中、将来にわたり地域の皆さんが安心・安全でいきいきと暮らしていくためには、一人ひとりが地域への関心や当事者意識を持ち、地域の様々な課題の解決に向け、地域社会の一員として自らできることを考えて行動することが大切です。

市民協働を推進していくにあたっては、地域を構成する各主体において次のような点を意識した自発的な取り組みが期待されます。

(1) 市民（個人）に期待されること

- ・自分が住む地域や市民公益活動団体の活動などにもっと関心を持つ（地域情報などの積極的な収集・発信）
- ・自分の知識や能力を地域のために活かしてみる（地域活動などへの積極的参加）
- ・自分でできることからやってみる（「自助の精神」の尊重）
- ・市政などに関する情報を積極的に収集する（市政だより、市のホームページ、生涯学習出前講座の利用など）
- ・地域社会の課題などについて考える・学ぶ機会へ参加してみる（各種講演会、地区懇談会など）

(2) 町内会などの地域コミュニティに期待されること

- ・住民の世代間交流など、地域のつながりを築ける環境づくり
- ・「共助（近隣で互いに助け合う）」の精神の尊重
- ・より多くの住民を巻き込んだ実践活動（例えば、地域環境保護活動やお年寄り・子どもなどの見守り、各種学習活動など）
- ・地域コミュニティ相互の情報共有や連携促進

(3) 市民活動団体・NPOに期待されること

- ・様々な機会を通して自らが持つ「強み」を発揮する
- ・市民に対する積極的な活動情報の発信と生きがいを感じられる場・居場所の提供
- ・市民ニーズや公共的な課題を見極め、地域に対して課題解決に向けた効果的な政策や事業を提案する能力の向上
- ・各主体の窓口・調整機能となって行政との協働を推進する
- ・様々なスキル・専門知識を備えた人材の育成

(4) 企業・事業者期待されること

- ・地域の一員として、地域の活動への積極的な参加・参画
- ・従業員が積極的に地域の活動に参加できる環境の整備
- ・従業員自らが専門知識や技能を活かして社会貢献活動を実践する社風の醸成と人材の育成

(5) 大学等に期待されること

- ・地域のイベントやボランティア活動などへの学生の参加促進と将来のまちづくりを担う人材の育成
- ・公開講座などを活用した市民学習機会のさらなる充実
- ・有している情報や技術、ノウハウなどの提供による市民公益活動の支援

また、上記各主体及び行政は、互いに尊重し、様々な機会を通じた情報共有や、ノウハウなどを提供しながらそれぞれの活動を支え、支援し、協働を模索できる関係の構築が大変重要です。

4. 市民協働推進に向けた行政の対応

地域の活性化や課題解決に向けて、市民・市民公益活動団体と行政が一緒に知恵を出し、議論を重ね、協働を実践していくためには、市民協働のあり方を共に考えていく仕組みをつくっていくことが大切です。

そのため、行政は、職員一人ひとり（全職員）が市民協働の推進に向け共通認識に立ち、役割を意識しながら全庁的に取り組んでいくことが重要です。

(1) 市民協働推進への取り組み姿勢

- ・市民協働への理解促進を図るため、市民に対して、その目的や効果など丁寧な説明を行います
- ・市民によるまちづくり活動の活性化に向けて必要な支援を行うとともに、支援の内容などについては透明性を確保します
- ・市民が気軽に相談や提案ができるよう、風通しの良い温かい環境をつくります

(2) 全庁的な共通認識と情報共有による課題解決

- ・職員の市民協働に対する認識の統一を図ります
- ・市民サービスの拡充や地域課題の解決などに向け、各部局の新規・既存事業における市民協働への取り組みの可能性を検討していきます
- ・部局横断的な庁内推進体制を整備し、組織の枠にとらわれることなく、職員一人ひとりが視野を広げ積極的に連携しながら柔軟に地域課題に取り組みます

(3) 情報の収集と発信、市民意見の把握の充実

- ・市政情報に関して、分かりやすい情報提供に努めます
- ・地域で活動する市民公益活動団体の情報を積極的に収集・発信します
- ・協働事業については、その取り組み内容や事業経過などの情報を随時公表します
- ・一方的な情報発信を行うだけでなく、発信した情報に対する市民の反応や意見などの把握に努めます

(4) 市民公益活動団体と行政のネットワーク構築

- ・市民公益活動団体の活動に関心を持ち、相互理解に努めます
- ・協働による地域の活性化や課題の解決に向けて、多様な主体が連携・交流できる機会づくりに努め、情報共有に基づく相互のネットワーク構築を図ります

(5) 相談窓口機能の充実

- ・これまでの市民活動や協働に関する相談窓口に、あらたに特定非営利活動促進法に基づく各種業務を加えるなど、市民公益活動団体の利便性の向上と情報の集約を図ります
- ・市民協働を推進していくために、市民公益活動団体と担当所管課との協議の場を設定し、協働事業の検討・実践に向けた調整を行います

【市民活動・協働に関する相談窓口】

会津若松市企画調整課 協働・男女参画室

Tel 0242-39-1405 Fax 0242-39-1400

 kikaku@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

IV 市民協働のさらなる推進に向けて

1. 市民協働のさらなる推進に向けた取り組み

本市では、本指針に基づき、これまで取り組んできた市民協働の取り組みをさらに幅広い分野や施策に広め、実効性を高めていくために、Ⅲ－４に記載してある「行政の対応」を踏まえ、以下の点について重点的に取り組んでいきます。

(1) 指針による市民協働への理解促進

指針を職員のみならず広く市民にも周知し、市民協働に対する認識の共有と意識の啓発を図ります。

また、指針に基づき実践された協働事業の事例・成果などを、積極的に公表し、市民協働の有用性を広く周知するとともに、課題などについても情報共有に努め、さらなる推進を図ります。

(2) 情報の収集や受発信の新たな仕組みの構築

市ホームページにおける「市民協働」ページのさらなる工夫と充実を図るとともに、行政を含めた登録団体相互のリアルタイムな情報交換をはじめ、様々な情報の収集や受発信の手法の構築に向けて取り組みます。

また、受け手となる市民が情報を的確に享受できるよう、その仕組みづくりに取り組みます。

(3) 市民協働・参画意識を高める取り組み

市民、市民公益活動団体関係者及び行政職員が、市民協働への理解を深め、実践に踏み出すきっかけとして、さらには持続的な活動が展開できるよう、市民協働に関する講演会や勉強会などを定期的を開催します。

(4) 地域におけるネットワークの拡大

市民公益活動団体と行政、市民公益活動団体相互のネットワークは、市民協働推進にあたっての重要な基盤であることから、交流会や情報交換会などの相互交流の機会を積極的に増やし、価値観の共有や新しい価値の創造に向けて、個々のつながりの拡大を図ります。

(5) 市民公益活動活性化に向けた仕組みの構築

市民公益活動や市民協働の取り組みがより積極的に展開されるよう、団体の自主的な公益活動に対する支援制度や協働事業の創出を図るための仕組みづくりに向けて、市民公益活動団体と行政が互いに知恵を出し合いながら共に取り組みます。

以上、5つの重点的な取り組みについて記載しましたが、本指針は、今後の社会情勢の変化や協働推進の取り組みの進捗状況に応じて、適宜見直しを行っていきます。

2. 未来に向かって

冒頭でも述べたとおり、少子高齢社会の進展、産業構造や地域社会の変化などに伴い、私たちを取り巻く環境や地域の人々の価値観は、今、大きく変化しています。

本市においても、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると 2030 年には高齢人口(65 歳以上)割合が 34.4%に達するなど、高齢者の増加が見込まれており、それに伴う福祉や介護の充実が大きな課題となっております。さらには、情報化社会における情報格差の問題や公共施設の利活用への対応、地域コミュニティの衰退、防災安全、環境保全など、今後さらに深刻化が予想される諸課題を挙げれば枚挙にいとまがありません。

もはや地域の様々な主体の力を合わせなければ、これらの課題に対応することは困難な時代に突入しているのです。

本市には非営利で社会貢献活動を実践する組織が数多く存在します。

また、仕事などで身につけた様々な専門知識やノウハウを持った人財も大勢います。そのような力を地域に活かしていくことは、それぞれの個性を輝かせるとともに、地域にとって大きな強みとなります。

複雑・多様化している現代社会において、様々な地域課題に迅速かつ的確に対応し、本市が持続可能な未来を創っていくためには、これらの様々な主体と行政が、互いを信頼・尊重しながら取り組む「協働」が一つの有効な手段であり、その推進と実践は将来に向けた試金石になるものです。

本市における市民協働の取り組みについては、これまでも様々な分野で取り組まれています。本指針の策定により、本市としての市民協働の取り組みの方向性が定まり、今まさにそのスタートラインに立ちました。

協働を理解すれば、あとは実践あるのみです。より良い「会津若松市」を次の世代へ引き継ぐためにも、さあ皆で力を合わせ、協働の第一歩を踏み出しましょう。

市民協働の形が今後、地域に芽生え、どんどん広がっていくことで、「住んでみたい」「住んでよかった」「いつまでも住み続けたい」と心から思えるような、安心して暮らしていくことができる、魅力ある「会津若松市」を皆で創っていきましょう。

□用語集

用語	掲載ページ	解説・意味
市民	P1 他	会津若松市に在住・通勤・通学している個人、またこれらの者が主体となって構成された市民活動団体、市内の地域コミュニティ及び市内で事業を行う事業者など。
NPO	P1. P10	「Non Profit Organization」（非営利組織）の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。 このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を、「特定非営利活動法人」といいます。
「汗動と協働による全員参加のまちづくり」	P1	まちづくりの主役である市民と民間企業・団体、行政とが共に知恵を出し合いながら、本市が直面する様々な課題に取り組み、全員参加によりまちづくりを進めていくこと。
第6次長期総合計画	P2	本市が持つ様々な特性や地域資源を最大限に活用したまちづくりを進め、魅力ある「会津若松市」を築いていくための指針となるもの。計画期間は平成19年度から平成28年度までの10年間。
プロポーザル方式	P8	公募または指名により複数の者（受託希望者）からその目的に合致した企画を提案してもらい、その中から企画・提案能力のある者を選ぶ方式。
ノウハウ	P8	ある目的に必要な技術などの知識・経験の蓄積。
ブラッシュアップ	P9	磨き上げること。特定の案件に関する質や完成度を高める行為

